



不動産登記を忘れずに!

生活部 不動産相談課

はやし としひこ
林 寿彦

あれこれ 相談室

A

登記を行うことにより、
自身の権利が守られること
につながります。

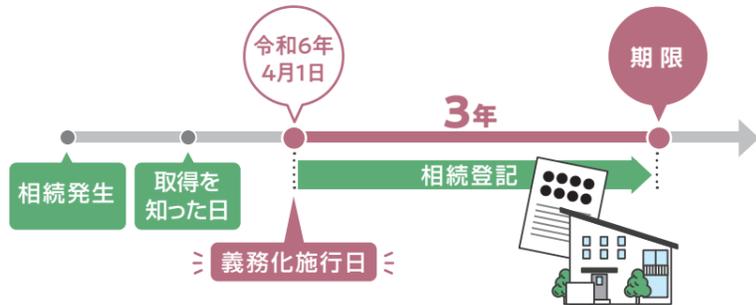
Q
不動産の登記は
なぜ必要なのですか？

不動産登記とは、不動産の所在地や所有者などの情報を公的な帳簿(登記簿)に記載することです。これによって不動産に設定されている自己の権利を第三者に主張することが可能となり、皆さまの権利が守られます。逆に言えば、登記を行わなければ第三者に不動産を「ここは私の土地です」と主張することができないため、自らの権利を保護する意味でも不動産登記は非常に重大な役割を果たします。登記の内容を見てみると、不動産の所在地や面積などの状況を記録した「表題部」と、不動産の所有権など権利に関する状況を記録した「権利部」に分かれています。その中で法律上の

義務として登記が要求されているのは「表題部」で、この表示に関する登記は建物を取得してから1カ月以内に登記申請を行わなければなりません。一方、権利部に関してはこれまで法的な義務はありませんでしたが、相続での不動産取得は取得を知った日から3年以内に登記することが令和6年4月に義務化されました。トラブルを未然に防止するためにも、権利が変動した際は速やかに登記を行うことが重要です。不動産に関するご相談は、最寄りの不動産相談センターへご連絡ください。

相続登記の義務化

相続または遺贈により不動産の取得を知った日から**3年**以内
※施行前に相続を知った場合は、令和9年3月31日を期限とします。



お問い合わせ

お近くの
不動産相談センター
または
生活部 不動産相談課
(電話 055-957-8037)
まで



不動産相談センターはこちら



フルーツたっぷりの
牛乳寒天づくりに挑戦▶

包丁を持って慎重に食材を切る
子どもたち▼

▲勝又部長(右から2人目)が調理のポイントを指導



▲子どもたちに切り方を教える山口講師(左)

輝く! 女性部

御殿場地区本部が食農体験学習



▲左から勝間田副部長、勝又部長、長田副部長

親子食育セミナー開催

各地区の女性部活動で、子どもたちを対象に食農体験を開いています。女性部御殿場地区本部では、地場産の身近な食材を調理・食すことで食の大切さや安全・安心を学ぶ「親子食育セミナー」を毎年開いています。今回はJA生活センター調理室(御殿場)で7月30日に行われ、同地区在住の小学生16人とその保護者12人が参加。同地区女性部からは勝又美智子部長、勝間田和枝副部長、長田里子副部長が参加し、講師のJA静岡厚生連管理栄養士の山口友里さんから、夏野菜を使ったふりかけやポテトサラダ、牛乳寒天の3品を学びました。



部員募集中!

JAふじ伊豆 女性部

部員数
3,903人(令和6年7月31日現在)

主な活動
8地区本部で料理教室などの学習教室、各グループ活動、食農教育活動などを実施しています。

お問い合わせ:生活部ふれあい組織課
TEL:055-957-8037

同セミナーでは子どもたちに食への興味を持ってもらうため、大人のサポートは最小限にして実施。子どもたちは積極的に包丁で食材を切ったり、フライパンで炒めたり、一生懸命調理に取り組みました。勝又部長は「包丁を使えるのがうれしいようで、楽しそうに料理をしていた」と笑顔を見せ、両副部長は「保護者から『家では包丁やコンロなどは子どもが触らないように気を付けているが、経験して危険なことを知ること大切と感じた』との声があった。保護者にも良いセミナーになったのでは」と話しました。